

明治学院大学私費外国人留学生授業料減免規程

1987年10月27日	大学評議会承認
1987年11月27日	全体理事会承認
2001年6月20日	大学評議会承認
2003年2月17日	常務理事会承認
2006年7月14日	常務理事会承認
2014年12月12日	常務理事会承認

(目的)

第1条 本学で学ぶ私費外国人留学生に対し、授業料を減免して、留学生への経済的負担を軽減するとともに大学の国際交流に寄与することを目的とする。

(減免の対象)

第2条 減免の対象は、本学の正規課程に在籍し、所定の申請手続きをとった私費外国人留学生で、国際センター委員会が留学生活上の経済的援助が必要であると認め、その申請を承認した者とする。

但し、出席常でなく、成業の見込みがないと認められる者は、これを対象としない。

(減免額)

第3条 授業料の減免額は、学則で定めた当該学期授業料の30%とする。

(減免の期間)

第4条 当該留学生が受けられる減免の期間は、学部においては通算8学期、大学院においては博士前期課程（修士課程）2年、博士後期課程3年を越えない範囲とする。

(事務の所管)

第5条 本規程に基づく事務の所管は、国際センターとする。

(内規)

第6条 本規程に基づく内規は別に定める。

付 則

- 1 本規程は、1987年10月1日から施行
- 2 本規程は、2001年4月1日より改正施行
- 3 本規程は、2003年4月1日から改正施行する。
- 4 本規程は2007年4月1日から改正施行する。（第3条の減免額の改正。減免額の改正は2007年度生から適用し、2006年度生までについては、なお従前の例による。）
- 5 この規程は、2014年9月1日から施行する。（国際センター及び国際センター委員会の設置による。）